

令和7年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(R7補正)
事業 「日置市プレミアム付商品券発行事業」取扱店舗募集要項

1 事業目的

長期化する物価高騰等の影響を受けている市内事業者を支援するとともに、事業者及び消費者のキャッシュレス決済の普及を促進することを図るため、電子決済によるプレミアム付商品券を発行する。また、利用にあたっては市内に住所を有する者に限定せず、本市での消費喚起を促すことで、地域経済の活性化を図るとともに、市外からの交流人口及び関係人口の増加にも寄与する。なお、この事業は「国の重点支援地方交付金」及び「鹿児島県生活者・事業者応援プレミアム商品券等事業費補助金（国の重点支援地方交付金）」を活用する。

2 事業概要

(1) 商品券の名称 日置市プレミアム付商品券

(2) 決済方法 キャッシュレス決済アプリ「Payどん」

※鹿児島銀行、鹿児島信用金庫、南日本銀行、
鹿児島相互信用金庫の口座登録が必要

(3) プレミアム付商品券の概要

① 1口の販売額 5,000円

② プレミアム率 30%（5,000円で6,500円分のプレミアム付商品券を購入）

③ 発行口数 90,000口

④ 購入限度 1人につき最大4口まで

⑤ 利用可能店舗 市内で営業するPayどん決済を導入する参加希望者。※既にPayどん導入事業者であっても、本事業の参加申込がなければ、利用店として登録できません。

(4) ポイント還元の概要

① 還元率 プレミアム付商品券利用額（プレミアム分を含む。）の10%相当額のポイントを還元

- ② 利用可能店舗 プレミアム付商品券利用可能店舗のうち、
日置市内に本社または本店を有する者

3 取扱店舗登録条件

日置市内に住所を有する店舗又は事務所（以下、「店舗等」という。）で本事業の参加申込を行い、P a y どんによる決済を導入済の店舗等とする。未導入の店舗等でも、P a y どんによる決済を導入すれば、取扱店舗として事業期間中であればいつでも参加可能とする。ただし、次の店舗は対象外とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第6号に規定する暴力団が営む店舗等若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係にあると認める店舗等
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業を行う同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業においてサービスを提供する店舗等
- (3) 特定の宗教又は政治団体と関わる店舗等
- (4) 公序良俗に反する営業等を行う店舗等
- (5) その他市長が不相当と認める営業を行う店舗等

4 申込方法について

本事業の参加申込み手続きとP a y どん加盟店申込み手続きが必要となります。

- (1) 日置市プレミアム付商品券発行事業参加申込
専用申込みフォームからお申込みください。その際は必ず、同意事項もご確認ください。
- (2) P a y どん加盟店申込書（※既に導入済の場合は不要です。）

P a y どんの加盟店申込みの手続きを鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島相互信用金庫、鹿児島信用金庫のいずれかで手続きを行ってください。なお、詳細についてはお近くの上記

金融機関またはデジタルサポートプラザ（電話0120-947-230）へお問い合わせください。

5 申込期間について

令和8年6月19日から同年8月20日まで

※募集期間終了後も随時受付します。なお、取扱店舗の最新情報は、Payどんホームページ及びPayどんアプリ内で確認できます。

6 プレミアム付商品券の使用範囲

プレミアム付商品券は、次に掲げる物品の購入若しくは借受け、役務の提供等に使用することはできません。

- (1) 国税、地方税、使用料等の公租公課、各種公共料金（電気、ガス、インターネット回線使用料等）の支払
- (2) 換金性の高いもの（商品券、ビール券、図書カード、プリペイドカード、切手等）
- (3) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこ
- (4) 不動産取引
- (5) 出資又は債務の支払
- (6) 仕入等の事業用取引
- (7) 公的医療保険、公的介護保険等の自己負担額の支払
- (8) 前各号に掲げるもののほか、プレミアム付商品券を使用することが適当でないとして市長が認めるもの

7 実施スケジュール

- (1) プレミアム付商品券購入及び利用期間

令和8年10月1日から同年12月31日まで

- (2) 還元ポイント付与期間

令和9年1月15日から令和9年1月31日まで

- (3) 還元ポイント利用期間

還元ポイントの付与を受けた日から令和9年6月30日まで

8 決済（入金日）について

Payどん決済の申込みをした金融機関（鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島相互信用金庫、鹿児島信用金庫）の規定に基づき入金されます。詳細については各金融機関へご確認ください。

9 問い合わせ先

Payどん及びPayどん導入に関すること
デジタルサポートプラザ（鹿児島銀行内） TEL 0120-947-230
日置市プレミアム付商品券発行事業に関すること
日置市総務企画部商工観光課商工企業係 TEL 099-248-9409